

第41回 電力・ガス取引監視等委員会

議事録

日 時：平成28年7月13日(水)10:00～10:40

場 所：経済産業省 本館2階西8共用会議室

議 題

- (1) 「電力の小売営業に関する指針」の改定案の建議について
- (2) 競争レビューの進め方について
- (3) 各経済産業局長に委任された事務に関する実績に係る定期報告

○八田委員長　それでは、定刻となりましたので、ただいまから第41回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

第1部を開催いたします。事前にお知らせいたしましたとおり2部構成です。第1部の議題は、議事次第にあるとおり3つであります。

早速ですが、議事に入ります。

議題の1つ目、「電力の小売営業に関する指針」の改定案の建議について、資料3に基づいて、佐合課長、ご説明をお願いいたします。

○佐合取引監視課長　資料3の4ページ目以降になりますけれども、よろしいでしょうか。前回、「電気の小売営業に関する指針」についてパブリックコメントを6月いっぱいかけてやって、その意見を締め切ったというところで、まだ精査をしておりますと申し上げました。その中身について精査が終わりまして、一部、若干文言修正をした形でガイドラインの改定を行いたい。それを大臣に建議することについて皆さんにお諮りしたいと思っております。

主なポイントを書いてございますけれども、1. は概要でございます。2. でありますけれども、前回申し上げたかもしれませんが、パブリックコメント、全体で32通のご意見を頂戴したところでございます。ただ、このうち28件については、今回の改定箇所とは異なる場所についてのご意見をいただいたということでありまして、具体的に電源構成の表示の義務化とか原子力とかFIT電源を販売する場合の説明の仕方とか、ある意味、それは非常に貴重なご意見ではあるのですけれども、今回の改定箇所とは違う部分についての

ご意見ですので、それは今後の政策検討の参考にさせていただくということで整理させていただきたいと思っております。

それ以外、改定箇所に関してご意見を4つ頂戴しました。その4つが大きく3つに分かれるという形でございます。

個別にみていただくと、7ページ目からでございます。まず1つの固まりが、電力の小売事業者が業務提携先についての媒介・取り次ぎ・代理業者の公表をどうするかということで、これはガイドラインの新設の項目ということで、望ましい行為ということで新たに規定させていただいたものでございます。その望ましい行為について、情報開示のあり方について、まず例えば取り次ぎ業者の氏名だけではなくて、住所とか連絡先を開示すべきではないかということで、開示すべき内容を1つ例示してはどうかといったご意見。さらにもう一步踏み込んで、そういった情報の開示を望ましい行為ではなくて、むしろ義務化したらどうかというご意見を頂戴いたしました。極めて大事なご意見だとは思っているのですが、義務化に関しては、このガイドラインの中で望ましい行為という形で整理させていただきたいと思っております。特に小売事業者、また取り次ぎ業者も含めてさまざまな事前説明義務とか事前の書面交付義務が課されているところでございまして、消費者の方が、取り次ぎ業者、代理業者が本当にその小売業者と関係がある方なのかどうか、小売業者が誰なのかというのを契約時の前に説明を受けることになっております。そこで、その小売業者に確認をすることができるかなと思っております。ただ、その開示の仕方について、その趣旨からすると、なるべく消費者にとってわかりやすい開示が必要だというご意見ではないかと思っております。そういう意味では、ガイドラインの中で望ましい行為、今まで案では「公表する」となっていたのです。ホームページ等によって「公表することが望ましい」という書きぶりだったのですけれども、それをよりわかりやすくという形で文言を追加させていただくというのが修正の箇所でございます。

それ以外は、2つ目の固まりとして、ホームページ等において電源構成を開示する際に、これまた、「需要家にとってわかりやすい形で掲載・記載すること」の「わかりやすい」ということをあらかじめ入れた形で改定案をつくっていたのですが、1つのあり方として、ホームページであるならば、例えばトップページに電源構成の項目を設けるなど、わかりやすくすべきではないかと。わかりやすい形を具体的に示すべきというご意見をいただきました。これもご指摘はごもっともなところもあるのですが、どのような形で、どのような情報を対象者に対して開示していくかというのは、消費者に対して小売事

業者がどのように自分の説明責任を果たすか、あるいは透明性を高めるか、その中で信頼を獲得していくかという、ある意味での事業者の創意工夫に任せるべきところでもありますので、ここのところは、原案どおり「わかりやすい形で掲載・記載すること」ということで整理させていただければと思っております。

もう1つ、非常に評価をいただいたコメントでありまして、販売実績のない新規参入者が電源構成を開示するとき、販売を開始してからの直近数ヶ月の販売実績をもってその電源構成の情報として開示することも適当であるということを書かせていただいたのですが、これについては、消費者にとってより早く電源構成についての情報が行き渡るということで評価をいただいたということになっております。

そういう意味で、繰り返しになりますけれども、最初の取り次ぎ業者、代理業者の情報開示のあり方について、わかりやすくしっかり開示していただくということで、ガイドラインの若干の修正をさせていただいて、この形で建議させていただければと思っております。

以上です。

○八田委員長　　ありがとうございました。それでは、今のご説明に対してご質問、ご意見ございませんでしょうか。——それでは、ないようですので、資料3のとおりガイドラインの改定のための建議を経済産業大臣宛に行うことにしたいと思います。事務局においても、これを速やかに手続を進めていただくようお願いいたします。

次の議題に入ります。議題の2つ目、競争レビューの進め方について、資料4に基づいて、佐合課長、ご説明をお願いいたします。

○佐合取引監視課長　　資料4、95ページでございます。競争評価レビューの進め方についてということでございます。主なポイント、趣旨でございますけれども、4月の全面自由化が始まって、日本の電力市場についても、ようやくその競争的な市場への移行段階にあるということだと思います。この制度改革の実態、効果がどうなっているかというのをしっかり検証しなくてはいかんということでありまして、そのために競争評価レビューをやりたいということでございます。

大きな目的として3つ書かせていただいております。自由化された電力市場における競争の進展状況、進捗状況というのをしっかり把握することと、こういった制度改革の中で新規参入者、旧一般電気事業者、あるいは送配電事業者、いろいろな事業者の方、消費者も含めていろいろな思いをもっておられると思っておりますけれども、より競争的な電力市場の

実現に向けて、さらにどのような施策を打っていく必要があるかといった、その施策の検討に必要な情報を集めていくということ。3番目でございますが、今後の市場の方向性について、市場参加者、需要家に対して予見可能性を与えるということを目的に、年内を目途に競争評価レビューを実施したいと考えております。これを通じて、卸売市場、小売市場における競争状況をしっかりと確認していくということでございます。

2. の今後の進め方でございますけれども、この競争評価レビューに関して今後、制度設計専門会合において詳細に議論していただきたいと思っております、タイミングタイミングでこの監視委員会にもご報告してご議論いただくということを考えております。

大きな進め方として、電気通信事業分野で同じような競争評価レビューを実施している事例がございます。そこでのフレームワークをある程度拝借させていただきたいと思っております、まず数年間にわたって効力を有する競争評価レビューの基本的なフレームワーク、基本方針みたいなものを定めるのと、各年度の評価対象を定める実施項目についてご議論いただいて、競争状況を評価するための評価基準をあらかじめ定めた上で、さらに年内を目途に、第1回の競争レビューを実施することとしたいと思っております。

その意味では、年内をめどに実施するという事なので、4月からの自由化の状況を評価するという事ですので、1年分の評価にはならないのですが、なるべく早目にその市場の状況というのは一度評価しておくべきではないかと考えておまして、このようなタイムスケジュールで進めさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○八田委員長　　ありがとうございました。今のご説明に対するご質問、ご意見を願います。稲垣委員。

○稲垣委員　　今後の競争評価レビューの進め方の提案内容をつくっていく段階でお願いしたいことがあります。既にでき上がったというか、1つのモデルがあるということですが、やはり新しい改革の中でのことですので、①と②の目的に関係する関係者が、電力事業者だけではなくて、消費者もいれば、学会もあるし、例えば電力ビジネスにかかわる多くのセグメントがあると思うので、どういう主体を範囲に入れていくのかということと、競争状況を把握したり、予見を与えたり、政策を形成する際に必要とされる主体というのはここに示されているのですが、その人たちがそうしたことをやっていく場合、例えば役所もそうだし、関係者が予見というけれども、どういう関係者がいるのかということも、スコープをどうするのかということも検討する必要があるし、なるべく広目に捉えていた

だく。基本方針を出せるということですが、そうしたスコープの範囲のところはどういうことを必要としているのか。つまり、レビューのユーザーのニーズをなるべく実証的に捉える作業をしていただいて、ご提案いただけるとありがたいと思うのです。

○佐合取引監視課長　ご指摘、ごもっともだと思います。多くの関係者がまさにその検討対象のスコープになると思っておりまして、とりあえず思いつくのは、当然小売事業者、卸の市場の状況と参加者、それから消費者の方が、この自由化のそもそもの認知度がどれぐらいかとか、どれぐらい満足を得ているかとか、そういったところは当然必要になってくるのだと思います。

これから内部で、ご意見を踏まえて、なるべく広い範囲で関係者の範囲を捉えて、なおかつそれぞれの主体が、ご指摘のとおり、この制度改革に関して必要としているニーズというか、要望というか、ネットワークの接続であるならば、新規小売参集者は公平な扱いができていくかどうかとか、そういったところも関心が高いかと思ったり、それぞれ評価していただきたいと思っているところはあると思いますので、この競争評価レビューの読み手をそれぞれなるべく広くとって、その人たちが何に関心をもっているかというのをしっかりと評価軸に盛り込めるように考えていきたいと思っています。

○八田委員長　林委員。

○林委員　ありがとうございました。競争評価レビューということで、ぜひいろいろな意味で市場取引の透明性とか公平性を広く評価する意味で非常に大切だと思っています。

特に今後、いろいろ市場の話とか方向性があるのですけれども、いろいろな新しい技術とか、新しい市場をつくるということも少しあると思ってまして、余りにもコストという話ばかりしてしまうと、新しい市場をつくるポテンシャルも潰してしまうということも実はちょっと危惧してまして、発電側、需要家側、ネットワーク側で取引に関するサービスを提供するためのシステムとか技術とかいろいろなものが今後必要になってくると思います。その場合はどうしても初期投資みたいなものも少しかかってくるのもやむなしだと実は思っていますので、そういった意味も踏まえて幅広く、玉出しの話とかもいいのですけれども、そこもしっかりやる一方で、幅広く市場をつくるための評価、長い視点も入れていただいた上で、厳しく、かつ正しくやっていただきたいと思っています。よろしくお願ひします。

○八田委員長　ありがとうございました。ほかにご意見はございますか。圓尾委員。

○圓尾委員　このレビューはとても大事だと思うのですが、我々がよく目にする数値は、

スイッチングは何%だとか、具体的なアクションを起こした事例がどのくらいあるかというパーセンテージです。それも大事ですが、本当に大事なのは、どの程度選べる環境にあるかという点だと思うのです。

ですから、今だと旧一般電気事業者の区割りごとに、例えば東京エリアだったら何社ぐらいが新規参入で入っていますという大ざっぱなものですけども、例えばでいうと、5社ぐらいの電力会社を選べるような人は、家庭用の契約数の何%ぐらいなのだろうかとか、2社しか選べない人、1社しか選べない人は契約件数の何%ぐらいなのだろうかみたいな分布もチェックしておく必要があると思います。

それから、新規参入者は、売る玉もまだ少ない状況だと思いますので、旧一般電事業者同士の競争がどのくらい起きているかというのも同時にみておくべき大事なポイントかと思えます。さっき申し上げたような観点で、3社の旧一般電気事業者を選択できるような環境に置かれている家庭用は何%ぐらいあるのかとか、選べる環境がどうなっているかをチェックするのもとても大事と思いました。

以上です。

○八田委員長 箕輪委員。

○箕輪委員 評価対象を何にするかといったことが決まった後の話になると思うのですが、このレビューの結果、わかったことをどういう形で開示していくかとか、その情報のアクセスをどうしやくするかということも、その後のほうでは考えていく必要があるのかなと思っております。

○八田委員長 稲垣委員。

○稲垣委員 いろいろ注文ばかりで恐縮なのですが、非常に重要だということで期待を込めているとご理解いただきたいのです。

最後に、いろいろ作業していく上で、改革を担う上での主体と構造が、電事法では以前と少し変わってきているところがあるということは大事に考えるべきだと思うのです。違っているところがあるというのは、この委員会の存在とレゾンデートルということだと思うのです。エネ庁も、この改革を担う大臣の主体であります。もう1つは、この委員会は、その主体に対して意見をいうなりというまた別の、もう1つ加えられた視点を求められているというミッションがあると思うのです。だから、役所としては、あるいは職員の来歴から考えても、エネ庁に多くを負っているということはあると思うわけですけども、エネ庁の調査、あるいは政策目的との関係でさまざまな調査をされていくと思うのです。従

来としては、国の機関であれば、なるべく無駄のないように、それから重複がないようにということやっていくと思うのですが、そのところはミッションが違うところがあるので、あちらとも十分に協議をしながら、逆にここの役割をどう捉えるのかという議論も事務局と委員との間でよくして、ここの存在意義が果たせるような調査をしていただきたいと思うのです。

今いろいろな意見が出ましたけれども、これもそういう意味ですごく大事な視点だと思いますし、くれぐれもエネ庁との関係なり、政府全体との関係で矛盾がないようにとか、そうした点だけではなく、別の視点も入れて考えるというところを大事にしていきたいと思います。

具体的には、それぞれの委員が別の領域から来ています。だから、きっとこの領域にはもっと背後に同じような、例えば林先生であれば、林先生の学務領域に関する関係者もいると思うし、圓尾委員、その他そういうことだと思うので、そういうところに目配りしながら考えていっていただけたらと思います。

以上です。

○八田委員長　ありがとうございました。ほかにございませんか。

今の稲垣先生がおっしゃったことに関していうと、ここの委員会というのは、取引を活性化し公平にする、競争環境をつくるということが目的なのですが、最終的には、最終需要家が受ける電力料金が安くなるように——安くなるようにというのは、きちんとコストに見合ったものまで下がる、それから発電、あるいは供給のプロセスにおいて技術革新をできるだけ促して値段の低下を促す、技術革新に負けたところは退出してもらおうという仕組みをつくるのが最終目的だと思うのです。それに対してエネ庁側は、さまざまな政策目的がある。地球温暖化のこともあるだろうし、エネルギー安全保障のこともあるだろう。そういう目的で、その枠内でここはやってもらいたいということがあるのだと思います。

非常に簡単にいえば、そういう政策目的は重要かもしれないけれども、そのための原資はちゃんと税でどこかでみつめてきてねということが基本的なフレームワークであると思うのです。その原資を全て託送料金に乗せるということにすると、元来の競争目的から全く外れてしまう。当然やるべきだけれども、別な財源でやってちょうだいという縛りはいつか必要だろうと思います。だから、競争評価レビューをするときにも、本当に最低限の費用で行われるようになるかどうかという観点が必要だろうと思います。

2番目に、これも稲垣委員が先ほどおっしゃったところですが、評価の対象とし

ていろいろあるだろうということ。すなわち、最終需要家に聞くだけではだめなのです。最終需要家の中でも利害が対立しているから結構勝手なことをいうわけで、そのときの評価の基準としては、最終需要家をもう一単位使うときにかかっている真の追加のコストが反映されているかどうか。そこに追加の費用がなるべく下げられる競争関係をつくるようなシステムになっているかどうか。そういう観点が恐らく必要なだろうと思います。ですから、直接意見を聞くだけでは全然終わらなくて、そこをまた再評価する必要があるだろうと思います。

ほかには、皆さん、意見はございませんか。——それでは、今さまざまな意見が出ましたので、それを入れてガイドラインの改定のための手続を進めていただきたいと思います。

○佐合取引監視課長　　大変難しい委員会の存在意義の本質にかかわるところから始まって、大変重い宿題をいただいたと思っておりますけれども、ご指摘は非常にごもつともだと思っております。特に旧一般電気事業者間の競争状況などというのは、消費者の選択肢を実質的に拡大する上で極めて重要な競争条件となると思いますし、一方では、圓尾委員にご指摘いただいた選択肢の多さですけれども、電力の小売が始まって、誰でもホームページをみれば買えるでしょうということだけではなくて、ご指摘は、個々の需要家でみたときに、実質的な選択肢がどれだけ広がっているかという、実際に評価をするとなると、どのように評価したらいいのかというのは非常に悩ましいところではあるのですが、なるべくいただいたご意見にお応えできるような形で検討していきたいと思っております。

我々に十分な知見がないところもございしますので、引き続き先生方からもぜひアドバイスをいただいて、進めさせていただきたいと思っております。

○八田委員長　　それでは、よろしく願いいたします。

次は、議題の3つ目、各経済産業局長に委任されている事務の実績に係る定期報告について、資料5に基づいて、新川課長よりお願いいたします。

○新川総務課長　　総務課の新川でございます。資料5、各経済産業局に委任された事務の実績に係る定期報告を用いてご説明させていただきます。以前お諮りしましたように、電気の特設供給の許可地点の拡大であるとか、ガス事業の許認可の一部につきましては、地方の各経済産業局長に、委員会に対する意見聴取の回答に関する事務委任をしています。この事務につきましては、定期的に許可等の実績を委員会で報告させていただくことにしていますので、2016年6月までの実績につきまして報告させていただくものでございます。

まず、主なポイントのところがございますが、1、電気に係る回答件数とございますが、

これは供給地点の拡大に関するものでございます。以前、具体的なケースでみていただいたと思いますが、個別の需要家が事業を始めたとか、営業したとか、そういうことで地点が拡大していくのを一つ一つ許可する必要があるということでの事務でございますが、1月から6月までで13件発生しているものでございます。

次に、ガスに係る回答でございます。ガスは4つ種類がございますが、まず(1)供給約款・供給条件関係でございます。そこに、まず最初の(1)の表がございますが、そのうちの上の2つは、供給約款等の特例認可、一般ガスと簡易ガスとなっています。これは災害が発生した際に、基本料金の徴収免除等の特例措置を設けることとなりますが、これは特例認可が必要でございまして、そういったものが一般ガスについては54件、簡易ガスについては23件あったというものでございます。

次の2つは、供給約款の設定の認可の簡易ガス、それから供給約款の変更認可の簡易ガスが2つ並んでおりますけれども、簡易ガスにつきましては後述しますが、簡易ガス事業の許可及び供給地点の変更の許可のたびに約款の新規設定及び変更の認可が必要になっていまして、その件数がそれぞれ4件と13件あったというものでございます。

続きまして、97/98ページでございますが、事業の許可・変更関係でございます。簡易ガスにつきましては、1つの団地内におきまして、供給地点の拡大とか縮小のたびに供給地点の変更の許可が、別の団地への供給の開始のたびに新規のガス事業の許可が必要になるとなっております。また、都市ガスにおいても、供給地点は依然拡大を続けていまして、その拡大には個別の許可が必要となっております。したがって、ガス事業の許可ということで、簡易ガス3件、供給区域等の変更の許可で一般ガス19件、簡易ガスの供給地点等の変更の許可ということで54件発生しています。

次に、(3)事業の譲渡・譲り受け・合併・休廃止でございますけれども、事業の譲渡、譲り受け、合併につきましては、譲渡人の経営合理化や組織再編によるものが多く見られている状況でございます。事業の休廃止について、廃止については、建物の解体とか需要家の転居等によるものがございまして、休止については、水道管等の工事に伴う安全確保によるものが多くみられるという状況でございます。

最後に、託送供給約款関係でございますが、6月に72件発生しています。これは、資源エネルギー庁のガスシステム小委で議論された考え方に従って制定されました大臣の審査基準、具体的には、他の事業者の導管と連結していないとか、需要家の数が少ないといった基準に基づきまして、本年4月1日のガスの小売全面自由化後において、託送供給約款

の制定が不要であるとの承認を求められたものでございます。各局の回答件数は表に記載させていただいているとおりでございます。

全体の傾向でございますけれども、来年4月1日の自由化に向けまして、託送供給約款の制定不要承認の手続を経る事業者が一定数存在しています。6月にその件数が多く見られるという状況でございます。託送供給約款の事前認可の申請期限は7月中となっておりますので、7月にも若干の件数が発生する可能性があると考えています。また、熊本地震の影響によりまして、ガスの供給約款の特例認可に係る事務の件数が、4、5月をピークに一定数上昇しております。簡易ガスの供給地点等の変更については多くの件数が存在しますが、この変更の状況は例年と同様の傾向と理解しています。また、上記の事務委任につきまして、事業者からの苦情等は本省及び地方局に対して特段寄せられてはいないという状況になっています。

説明は以上でございます。

○八田委員長　ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に関してご質問、ご意見ございませんか。――特にないようですので、これからも本件について定期的な報告をしていただくとともに、引き続き地方局との連携を強めていただきたいと思います。稲垣委員。

○稲垣委員　今回、第1回が上がってきているわけですが、今後ガス領域についても、ここのミッションが取引の適正を図るということがあるので、これ、審査基準があって、お願いするに当たっては、それをみていただいているわけですが、その審査基準について、個別の運用などについても意見交換などして、ガス事業分野での、特に事業の譲渡、譲り受け、合併関係は、その取引の適正に影響を及ぼすというか、その可能性があると思いますので、審査基準の見直しとか、その辺も含めて継続的に注視していただけたらと思います。

以上です。

○八田委員長　どうぞ。

○新川総務課長　現時点で、ご承知のように、ガスにおいては大口のみが自由化されていまして、小口は引き続き規制環境下にあるということで、来年4月1日から全面自由化がされるとなっております。現時点において、局に委任しているガスに係る事務につきまして、ガスの適正取引ガイドラインに関連するような事業者間の紛争は特段生じてはいないと理解しています。

今後、ガスの全面自由化に向けまして、小売営業ガイドラインを策定したり、適正取引ガイドラインの改定等を行っていきませんが、特に局に委任している小規模な事業者につきましては、LPガスとかオール電化との関係では既に競争が起きていますし、これがまた継続していくであろうと考えています。また、自由化の中で消費者の保護が非常に重要になってくると考えています。

事務局としては、今お願いしております審査の基準等につきまして、局と意見交換を引き続き継続してやっていく。審査基準だけではなくて、その運用についても意見交換をしていくとともに、このガイドラインの制定に当たっても、各局の監視室とも意見の交換等を行って、また制定後は丁寧に周知をして、監視の実効性の向上を図っていきたいと考えております。

○八田委員長　ありがとうございました。連携を進めているということですね。

○新川総務課長　はい。

○八田委員長　それでは、ほかにありませんか。——それでは、本日予定していた議事は以上です。もし事務局より連絡事項がありましたらお願いいたします。

○新川総務課長　第2部は準備が整い次第開催させていただきます。よろしくお願いたします。

○八田委員長　それでは、これをもちまして第1部を終了いたします。どうもありがとうございました。

——了——